

八潮市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年4月 1日

八潮市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

八潮市においては、つくばエクスプレスの開業等により市街化が進展し、農地は年々減少傾向にあるものの、生産緑地地区や市街化調整区域の農地を中心に稲作や野菜栽培が盛んに行われており、市場の他、直売所や地元スーパー等、多様な販路が確立され、都市型農業が展開されている。一方で、全国的な傾向と同様、農業従事者の高齢化、後継者不足等に加え、消費者ニーズの多様化、高度化など、本市の都市農業を取り巻く情勢は一段と厳しくなっている現状もある。今後は農地利用の最適化に向け、遊休農地の発生を防止し、担い手への農地集積・集約を図り、新規就農を促進していくため、本市で作成予定の「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、東京都を含む消費地に存在する生産地の強みを活かしながら、市民に食料を安定供給するとともに、市民生活に潤いをもたらす都市型農業の多面的機能を十分に発揮させ、活力ある農業を築いていくため、法第7条第1項に基づき、農業委員会委員の活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、八潮市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する八潮市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和4年度)	153ha	1.3ha	0.8%
3年後の目標 (令和7年度)	148ha	1.0ha	0.7%
目 標 (令和12年度)	143ha	0.8ha	0.6%

※現状の「管内農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と遊休農地の合計面積

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ① 農業委員会委員による農地法（平成27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
- ② 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- ③ 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。
- ④ 利用意向調査の結果を受け、市街化調整区域においては農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを、都市農地においては都市農地の貸借の円滑化に係る法律の活用を促進する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとす。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年度)	153ha	23.4ha	15.3%
3年後の目標 (令和7年度)	148ha	41.4ha	28.0%
目 標 (令和12年度)	143ha	71.5ha	50.0%

※現状の「管内農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた推進方法

① 「地域計画」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、中川周辺農地における人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

② 農地中間管理機構等との連携について

- 農業委員会は、八潮市、さいかつ農業協同組合、農地中間管理機構等と連携し、(ア) 農地中間管理機構に貸付けを希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地等についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

- 管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

④ 認定農業者の登用について

農業者に対し、国や県の補助制度や八潮市都市農業振興事業補助金制度における認定農業者のメリット等について周知を図り、認定農業者への積極的な登用を促進する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（新規参入者取得面積）
現 状（令和4年度）	0 人（ 0 ha）
3年後の目標（令和7年度）	3 人（ 1.0 ha）
目 標（令和12年度）	8 人（ 2.8 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた推進方法

① 関係機関との連携について

埼玉県や八潮市、さいかつ農業協同組合、農地中間管理機構等と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 新規就農フェア等への参加について

- 農業委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

③ 企業参入の推進について

- 担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

④ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

八潮市において作成予定の「地域計画」に対しては、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、八潮市農業委員会は次の役割を担っていくものとする。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力